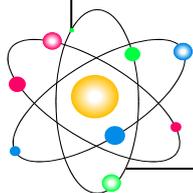




住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成23年6月30日)



年金信託部

この度の東日本大震災における被災地域の基金様、並びに被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

退職給付会計基準、適用時期が審議される

本日（平成23年6月30日）、退職給付会計基準の改正の適用時期について、企業会計基準委員会において審議がありました。

審議に当たって、[公開草案](#)における適用時期に対して後ろ倒しにできないかとの意見が多く寄せられたこと、及び、最終基準化が当初予定の平成22年第4四半期から相当時間が経過していることについて、退職給付専門委員長から説明がありました。

以下の表において、太字で示した案が、事務局が適切と考えているものであり、[おおむね、公開草案](#)における適用時期から1年遅らせる案になっています。

①未認識項目の一括負債計上

【強制適用】

公開草案	検討の方向性
平成23年4月1日以後に開始する事業年度の年度末（＝平成24年3月31日）から	A案 ：平成24年4月1日以後に開始する事業年度の期首（＝平成24年6月第1四半期）から B案 ：平成24年4月1日以後に開始する事業年度の年度末（＝平成25年3月31日）から

【早期適用】

公開草案	検討の方向性
平成23年3月31日以前に開始する事業年度の年度末から	1案 ：平成24年3月31日以前に開始する事業年度の年度末から 2案 ：平成24年4月1日以後に開始する事業年度の期首（＝平成24年6月第1四半期）から

事務局：強制適用に関しては、退職給付会計の重要性や改正による影響を考慮するとB案が適切である。早期適用に関しては、年度内の会計処理を首尾一貫させたいなどのニーズに配慮し、2案が適切である。

委員の意見：特になし。



SUMITOMO TRUST 住友信託銀行

②退職給付債務及び勤務費用の計算方法

【強制適用】

公開草案	検討の方向性
平成24年4月1日以後に開始する事業年度の期首(=平成24年6月第1四半期)から	<p>a案:平成25年4月1日以後に開始する事業年度の期首(=平成25年6月第1四半期)から ただし、当該期からの適用が困難と認められる会社については、所定の注記を条件に、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首(=平成26年6月第1四半期)からも認める</p> <p>b案:平成26年4月1日以後に開始する事業年度の期首(=平成26年6月第1四半期)から</p>

【早期適用】

公開草案	検討の方向性
平成24年3月31日以前に開始する事業年度の期首から	<p>①案:平成24年4月1日以後に開始する事業年度の期首(=平成24年6月第1四半期)から</p> <p>②案:(強制適用がa案の場合) 認めない (強制適用がb案の場合) 平成25年4月1日以後に開始する事業年度の期首(=平成25年6月第1四半期)から</p>

事務局：強制適用に関しては、b案では早期適用の期間が長くなる可能性があり、比較可能性の観点から好ましくないため、a案が適切である。ただし書きは、2000年の退職給付会計適用時の取扱いに準じるもの。早期適用に関しては、IFRSの任意適用が始まっていることを踏まえると、受託機関における相応の対応が可能であろうと考えられるので①案としたい。
委員の意見：(a案のただし書きをめぐって)ただし書きの必要性について(賛否両論)。困難と認められる場合について(2000年当時のことなど意見交換)。

③注記の拡充

【強制適用】

公開草案	検討の方向性
平成23年4月1日以後に開始する事業年度の年度末(=平成24年3月31日)から	平成24年4月1日以後開始する事業年度の年度末(=平成25年3月31日)から

事務局：当初予定していた最終基準化の時期を半年以上過ぎていることから、公開草案で提案していた適用時期よりも1年遅らせる。
委員の意見：特になし。

本ニュースは傍聴者の記録に基づくものであり、必ずしも正確性を担保できるものではありませんので御留意ください。

以上